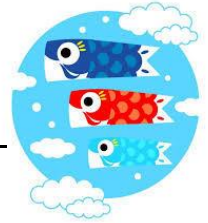


インボイス制度について

第6回 売手側の留意点④～修正インボイス・一括値引き～

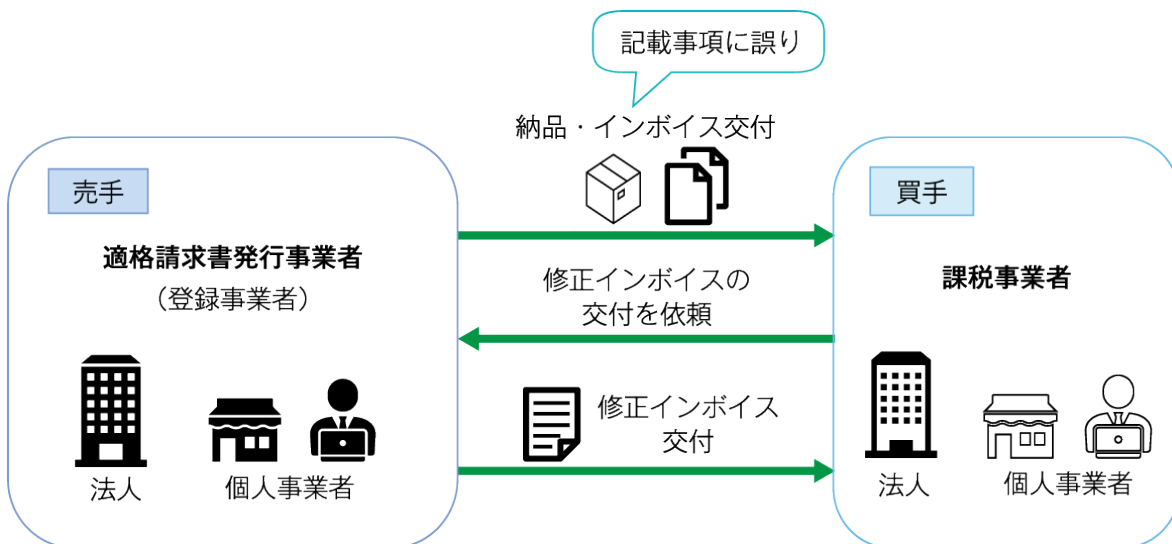


1. 修正した適格請求書（修正インボイス）の交付義務

(1) 概要

売手である適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書の記載事項に誤りがあった場合、買手である課税事業者に対して、修正した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付しなければならない。

また、記載事項に誤りがある適格請求書等の交付を受けた事業者は、仕入税額控除を行うために、売手である適格請求書発行事業者に対して修正した適格請求書等の交付を求め、その交付を受ける必要がある。



☆留意点

記載事項に誤りがある適格請求書等の交付を受けた事業者が、自ら追記や修正を行うことはできない。

(2) 修正した適格請求書等の交付方法

修正した適格請求書等の交付方法は、例えば、下記のような方法が考えられる。

- ② 誤りがあった事項を修正のうえ、改めて記載事項の全てを記載した書類を交付する方法
- ② 当初に交付した適格請求書等との関連性を明らかにしたうえで修正した事項を明示した書類等を交付する方法

当初交付した適格請求書

請求書《4月分》
○年○月○日
(株)〇〇御中
株式会社△△
登録番号：T12345...

月	日	商品	売上金額 (税抜き)	
4	3	菓子	※	5,900
	4	酒		30,000
	7	菓子	※	30,000
		...		
合計		売上額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		100,000円	10,000円	

※は軽減税率対象

誤り箇所



①改めて記載事項の全てを記載したものを交付する場合

請求書《修正》《4月分》
○年○月○日
(株)〇〇御中
株式会社△△
登録番号：T12345...

月	日	商品	売上金額 (税抜き)	
4	3	菓子	※	5,900
	4	酒		30,000
	7	菓子	※	30,000
		...		
合計		売上額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※は軽減税率対象

修正箇所

【交付を受けた事業者（買手）が保存する書類】
・修正された適格請求書（①）のみ

②修正した事項を明示したものを交付する場合

請求書
○年○月○日
(株)〇〇御中
株式会社△△

○年○月○日付4月分請求書について、
下記のとおり誤りがありましたので、
修正いたします。

正

合計	売上額	消費税額等
10%対象	110,000円	11,000円

誤

合計	売上額	消費税額等
10%対象	100,000円	10,000円

(注)当初の適格請求書と合わせて保存願います。

関連性の明確化

修正箇所

【交付を受けた事業者（買手）が保存する書類】
・当初の適格請求書
・修正事項が記載された書類（②）

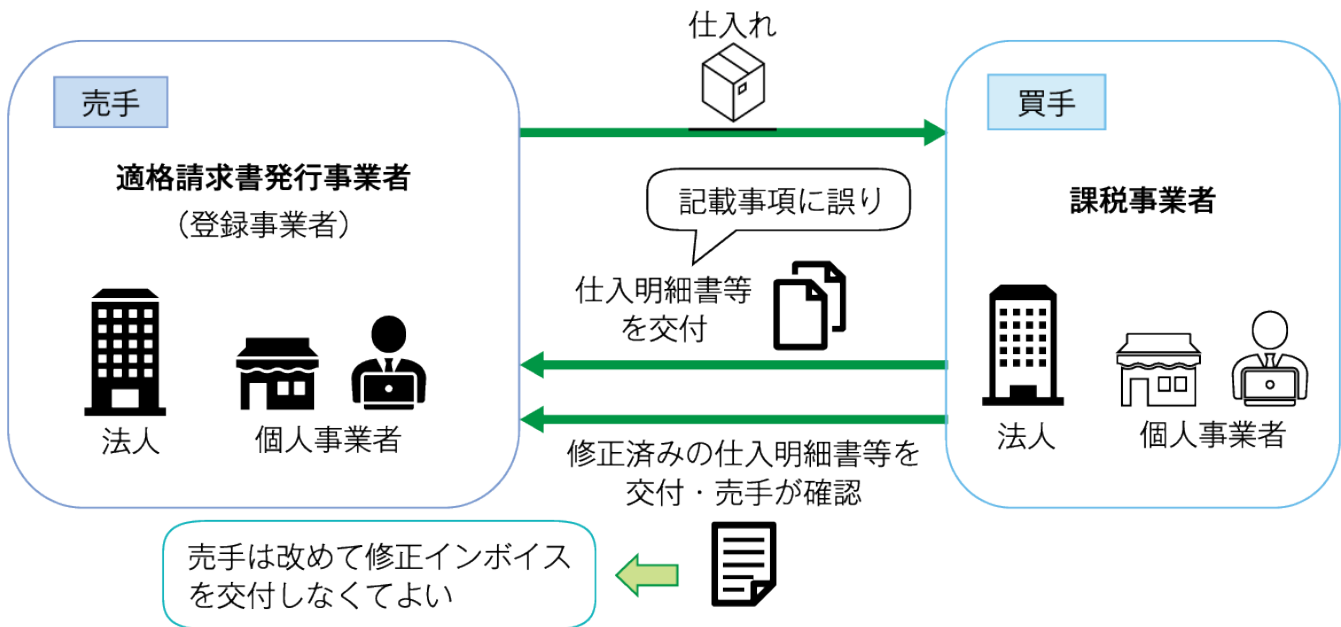
☆留意点

・修正した適格請求書等を交付した事業者（売手）は、当初の適格請求書の写し及び修正した適格請求書等（①又は②）の写しの保存が必要になる。

・交付を受けた事業者（買手）が仕入税額控除を行うためには、改めて記載事項の全てを記載した書類（①）、又は、当初の適格請求書と修正した事項を明示した書類（②）を合わせて保存することが求められる。

■買手が作成した仕入明細書等での対応

買手である課税事業者が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で、売手の確認を受けたものについても、仕入税額控除の適用のために保存が必要な請求書等に該当する。そのため、買手において記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手の確認を受けたうえで、その仕入明細書等を保存することもできる。この場合、売手は改めて修正した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付しなくてもよい。



2. 一括値引きがある場合の適格簡易請求書の記載

(1) 「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」

軽減税率対象商品（8%）と標準税率対象商品（10%）を同時に譲渡し、割引券等の利用により、その合計額から一括して値引きを行う場合、税率ごとに区分した値引き後の課税資産の譲渡等の対価の額に対してそれぞれ消費税が課される。そのため、適格簡易請求書であるレシート等における「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」は、値引き後のものを明らかにする必要がある。

なお、税率ごとに区分された値引き前の課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額と、税率ごとに区分された値引き額がレシート等において明らかとなっている場合は、これらにより値引き後の課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額が確認できるため、値引き後の「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」が明らかにされているものとして取り扱われる。

(2) 「税率ごとに区分した消費税額等」

レシート等に記載する「税率ごとに区分した消費税額等」は、値引後の「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」から計算することとなる。

● 値引後の「税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」を記載する場合

スーパー〇〇		
東京都・・・		
登録番号 T12345...		
××年11月1日		
領収書		
雑貨	1	¥3,300
牛肉*	1	¥2,160
小計		¥5,460
割引		¥1,000
合計		¥4,460
(10%対象	¥2,696	
内消費税額	¥245	
(8%対象	¥1,764	
内消費税額	¥130	
お預り		¥5,000
お釣り		¥540

値引後の「税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」

「消費税額等」は値引後の税込価額から計算する

*印は軽減税率対象商品

※値引額は、資産の価額の比率で按分し税率ごとに区分している。
 10%対象：1,000×3,300/5,460≒604
 8%対象：1,000×2,160/5,460≒396
 ※値引後の税込価額は次のとおり計算している。
 10%対象：3,300-604=2,696
 8%対象：2,160-396=1,764

● 値引前の「税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」と税率ごとの値引額を記載する場合

スーパー〇〇		
東京都・・・		
登録番号 T12345...		
××年11月1日		
領収書		
雑貨	1	¥3,300
牛肉*	1	¥2,160
小計		¥5,460
(10%対象	¥3,300)	
(8%対象	¥2,160)	
割引		¥1,000
(10%対象	¥604)	
(8%対象	¥396)	
合計		¥4,460
(10%対象消費税	¥245)	
(8%対象消費税	¥130)	
お預り		¥5,000
お釣り		¥540

① 値引前の税込価額を税率ごとに区分して合計した金額

② 税率ごとの値引額

①と②の記載がそれぞれある場合、値引後の「税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」の記載要件クリア！

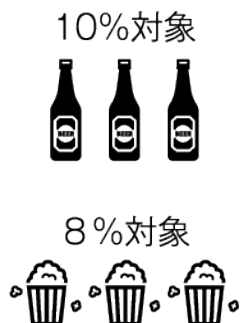
「消費税額等」は値引後の税込価額から計算する

*印は軽減税率対象商品

■ 値引きのルールについて（参考）

軽減税率対象商品（8%）と標準税率対象商品（10%）を同時に譲渡し、割引券等の利用により一括して値引きが行われる場合、値引額等を適用税率ごとに合理的に区分する必要があるが、“値引きのルール”は事業者の判断に委ねられる。値引前の対価の額の割合で按分する方法、税率8%又は10%から優先的に値引く方法、いずれも認められる。

したがって、例えば、軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額からのみ値引きしたとしても、値引額又は値引き後の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額が領収書等の書類で確認できるときは、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当する。



一括譲渡

クーポン券

値引きの方法は事業者の任意。
 値引前の対価の額の割合で按分する方法、税率8%又は10%から優先的に値引く方法、いずれもOK。

なお、今回の記事は、「週刊税務通信」令和3年10月18日(No.3675)より一部抜粋しております。